

## 令和3年神奈川県議会第3回定例会 総務政策常任委員会

令和3年9月30日

亀井委員

まず、本県に出されている緊急事態宣言が全面解除になります。政府の基本的対処方針が変更されておりますが、飲食店への措置がどのように変更されたのか確認します。

総合政策課長

これまでの子細ですが、重点措置区域以外の都道府県においては、特措法第24条9項に基づく飲食店に対する営業時間短縮要請を当面継続することとし、その後、地域の感染状況等を踏まえながら段階的に緩和させていきます。なお、営業時間及び対象時間等については、地域の感染状況に応じ、各都道府県が適切に判断するというものが変更前です。変更後は、重点措置区域以外の都道府県において、地域の感染状況等を踏まえ、特措法第24条9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行い、その後、地域の感染状況等を踏まえながら対策の緩和について段階的に行い、期間は1か月をめどとする。

営業時間の短縮要請については、認証店と適用店については21時まで。第三者認証制度の適用店以外の店舗については20時までにすることを基本とする。酒類の提供については可とするが、地域の感染状況等に応じて重点措置区域に適用される措置も参考にしながら、各都道府県知事が適切に判断することと伺っております。

亀井委員

国で酒類提供は認めている中、本県は提供停止を求めているところがありますが、なぜですか。

政策局副局長兼総務室長

特措法第24条は、知事の判断で事業者、それから県民に対して、一般的な要請が出ている規定です。まん延防止等重点措置が終わりましたが、一気に緩和するのではなく、段階的に解除していく必要があり、感染状況を考えて一定の制限を加える必要があるという判断の下で、先ほど申し上げた規定を使い、酒類提供の停止を求めたものです。

亀井委員

私の知り合いの店でも対策を完璧に行って、取組書も掲げているが、申請はしていません。なぜ申請しないのか伺うと、申請しても認定に時間がかかるから申請しないということでした。認定されないのであれば、申請する意味がないという方がいらっしゃいますが、そのような実態は把握されていますか。

総合政策課長

事業者の方から直接、あるいは間接的に、そういったお話を伺ったことはありません。

亀井委員

現場の意見をしっかりと聞く必要があります。申請の有無により、あしたかの措置が全く異なりますが、そのことを認識できていない。県の周知方法が悪いのか分かりませんが、積極的な周知がなされない状態で、10月24日になってしまふ危険性はないのですか。

### 総合政策課長

確かに、周知は課題だと思っています。全国レベルの措置なので、感染防止対策取組書という形で、飲食店とつながりができるので、そこに一斉にメールを送るなど、周知に努めているところです。委員がおっしゃるとおり、知らなかつたという方もいらっしゃいます。7月に申請が急増して今回も増加しましたが、知らなかつたことの表れだと考えているので、周知が必要だと認識しています。

### 亀井委員

メールでのやり取りを行っているということですが、周知の方法は工夫する必要があると思います。7月に申請したが、まだ認証されていないから、申請しても仕方がないと言っている方がいるので、これからどのように周知を工夫されていきますか。

### 総合政策課長

対処方針が決まったときに、先ほど申し上げたプッシュ型メールで連絡をさせていただきました。ホームページ等で周知は行っておりますが、それだけでは足りないところもあると思います。時機を見ながら再度、プッシュ型メールでの連絡等を充実させていきたいと考えています。

### 政策局副局長兼総務室長

いろいろお話をありがとうございましたが、周知の方法を考えなくてはいけません。しかし、あしたから始まるところもあるので、お話をあったとおり、まずは感染防止対策取組書という直接的な訴え方を有効に活用させていただきたいと考えております。

また、委員から緊急事態措置が除外された場合に、なぜ酒類提供の停止があるのかという質疑がありました。少し補足すると、今回、国の基本的対処方針によると、確かにここで解除されるのですが、対策緩和について段階的に行う、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることを併せ、段階的な期間は、1か月までをめどとするという話がありました。いきなり酒類提供を全部解除というわけにはいかないで、今回、一都三県の状況も踏まえ、段階的に酒類については提供をカットする形になっています。

こういったいろんな事情について、特に感染防止対策取組書で登録されている店舗にしっかりと周知を行い、具体的な手続とともに、直接的に周知を図っていきたいと思っています。

### 亀井委員

再度申し上げますが、申請は出していませんが、対策は完璧になされています。取組書を掲げている店舗に確認に赴き、即日、認証されるくらいの意気込みで取り組んでください。時間の問題もありますが、きめ細かに取り組んでいただくことをお願いします。

次に、前回も申し上げましたが、一都三県は特に人の往来が盛んなので、措置内容の足並みがそろわないと、大変なことになってしまいます。今回の他都県の対応に関して、一都三県で調整を行ったということですが、要請内容の相違点があれば確認します。

### 総合政策課長

一都三県で調整を行っていますが、完璧に一致はしていないので、相違点と

いう形でお答えします。まず、期間が10月1日から24日までということは、全部一致しております。それから、飲食店の酒類の提供ですが、東京都と埼玉県は認証店か非認証店で区分し、本県のような申請中という区分はなく、申請中は非認証店扱いをしているということです。千葉県は少し独特で、認証店の下に確認店というような形で、カテゴリーを設けております。しかし、確認店は、他都県でいう認証店に近いものです。千葉県の認証店は非常に数が少なく、特に制限をかけていないと承知しています。

亀井委員

千葉県のことは私も調べましたが、千葉県は、飲食店感染防止対策認証事業というカテゴリーがあり、営業時間の短縮と酒類提供停止の要請を行いません。当該店舗は、協力金が要らないのです。ずっと酒類を提供しています。客を迎える入れたいから協力金は不要なので、自由に営業させてくださいということです。このような店舗は、千葉県に40件ぐらいあります。神奈川県では、このような考え方は検討しなかったのですか。

総合政策課長

この制度を立ち上げたときに、完全実施店のような制度設計はありました。しかし、対処方針位置づけの前で、認証件数もここまでなく、割ともう少し小さな中で、さらにプレミアムな完全実施店を考えていました。店舗が実施しているすばらしい取組を確認して、県民の皆様に見ていただきたかったのですが、感染が拡大する中で、店舗に行っていただくことができなくなりました。今後、感染が落ち着いたら、再度制度設計を行うことを考えていますが、発想としては、完全実施店を考えておりました。

亀井委員

遅いと思います。マスク飲食実施店のほかに、過去にはマスク飲食完全実施店がありましたが、表彰制度があり、県から表彰されるといつても、飲食店は表彰など要らないと思います。完全実施店であれば、マスク飲食実施店の最上位にある店舗なので、もう少し優遇枠を設けてほしいということが、彼らの意見です。例えば、9時まで店を開けられて、8時までしか酒類が提供できないというマスク飲食実施店があれば、9時までの営業で8時30分まで、つまり、8時30分まで30分間、酒類提供の時間を長くすることはできないのでしょうか。

総合政策課長

千葉県の判断については、承知しておりません。

亀井委員

千葉県ではなくて神奈川県です。

総合政策課長

完全実施店という考え方を持っていましたが、現在、感染が拡大している状況で、進んでおりません。当初の考え方としては、マスク飲食店の中でも、さらに独自で、すばらしい取組を行っている店舗を抽出して、完全実施店として認証していきたいと考えていました。しかし、制度開始からまん延防止、それから緊急事態になり、県民モニターができなくなっている状況です。今後、感染力を見ながら、実施方針を固めていきたいと思います。

### 政策局副局長兼総務室長

先ほど御答弁したように、国からは段階的にステージⅡになるまでという話があります。本県の状況を踏まえ、認証制度の状況、一都三県の状況と合わせると、現段階で認証店の酒類提供については8時まで、それから、申請中の店舗については19時30分までと判断しました。

酒類提供を30分延長できるかということですが、まずは一都三県の状況を踏まえて、酒類提供をいつまで可能にするかという中で、一つの線を引いた結果、20時までとなりました。

### 亀井委員

そのような結果になっているが、県のスキームにのっとって、マスク飲食完全実施店として頑張ってくださっている店舗もあるので、それに対して、何らかの優遇策をつけるべきだと思います。本来は8時までだが、完全実施店だから30分繰り上げる。酒類提供が収入源になるので、その辺りをよく考えたほうがよいと思います。

そのような配慮がなされれば、もっと申請数が増え、完全実施店を目指すらしいの意気込みで、お仕事をされるのではないかと思います。

### 政策局副局長兼総務室長

完全実施店の制度は、利用されるお客様方も含めて、しっかりと現状を確認された上での制度だと思っています。一定期間しっかりと取り組んでいることが、いろいろな方々の目で確認できた場合に完全実施店という話が出てきて、完全実施店に対してどのようなインセンティブを設けるかという話になると思います。

これからまた酒類が提供される中で、皆様方の声も聞きながら、神奈川県の場合はどのような場合に認めるかということを検討していきたいと思います。

### 政策局長

先ほど委員から、事業者の心情からすれば、30分でも延長してほしいという話がありました。千葉県の事例を基に、プレミアム的な形で何とか実現してほしいという気持ちは、十分理解しております。我々も当初、マスク飲食実施店は、県内で200店舗ぐらい認証できればよいと考えていました。その中で、例えば、10件や20件の完全実施店を表彰して、そのインセンティブも考えようということでスタートしました。そのスケジュールからすれば、今年度末までに実施するという計画でした。

千葉県と神奈川県では、制度開始当初の考え方方が異なります。我々はマスク飲食実施店を200件でスタートしようとしたところ、現在は2万件以上に裾野を広げることを最優先に、数多くの店舗と協力して、感染防止対策に取り組んでいく方向に戦略を変えてきました。しかし、その中でも完全実施店ということで、その中の選ばれたところについては、何らかのプレミアを考えていきたいという気持ちはあります。しかし、現時点では、副局長が答弁したように、緊急事態宣言からようやく抜け出たことで、国も慎重な姿勢です。酒類提供を30分延長したいという事業者の心情は分かりますが、我々は、感染防止対策を図りながら神奈川県内の経済をゆっくり回復させていきたいと考えています。皆で少しづつ底上げを図る形で、緩和措置を図りたいと考えています。

しかし、委員がおっしゃったように、高みを目指して取り組んでいただける

店舗は感謝しているので、そういったところへのインセンティブについても、引き続き、検討していきたいと考えております。

## 意見発表

### 亀井委員

公明党県議団を代表して、本委員会に付託されました議案について意見、要望を申し上げます。

まず、今回の補正予算により、マスク飲食実施店認証制度の審査体制の強化が図られるとのことです。答弁では、現状の審査体制 45 チームを倍増するということでした。仮に、審査体制 100 チームにしたとしても、チームの質の担保がなければ審査数も伸びません。数に頼むだけでなく、審査チームの質の確保にも妥協せず取り組み、チームの力を結集して、マスク飲食実施店申請中の店舗に対し、一日も早く認証を出せるよう強く要望します。

次に、国が酒類提供を認める中、マスク飲食実施店の申請を行わないことから、県として酒類提供の停止を求めるについて申し上げます。確かに、県知事の判断で、酒類提供停止の要請は可能です。しかし、マスク飲食実施店の未申請店であっても、感染拡大防止にしっかりと努めながら、同様の方々から、申請してもなかなか認証されないという情報を基に、申請しない方や申請することのインセンティブについて、いまだに知らない方も多くいらっしゃいます。県としては、申請中の店舗には迅速な認証に努めるとともに、未申請の店舗の方々に分かりやすい周知に迅速に努めることを要望します。

最後に、協力金第 15 弾については、マスク飲食実施店認証店、マスク飲食実施店申請店、その他の店舗という 3 分類で支給するということです。しかし、以前には、県が表彰対象としたマスク飲食完全実施店の考え方があります。今後、マスク飲食実施店認証店の中でも完全実施店を目指すような、特に優れた店舗に対しては、例えば、21 時までの営業で、20 時 30 分までのように、認証店よりも 30 分間延長して酒の提供ができるような、さらなる優遇措置を設けた取組について検討していただくことを要望します。

以上、意見、要望を申し上げ、付託された議案に賛成します。